

令和6年度 第1回伊勢崎市総合教育会議

次 第

日 時 令和6年5月27日（月）
午後2時00分～
場 所 市役所北館4階会議室

1 開 会

2 市長あいさつ

3 教育長あいさつ

4 署名委員の指名

5 協議事項

（1）子供の権利を尊重する取組について

（2）まちなかのシンボルともなる公立図書館の役割や在り方

（3）「伊勢崎市教育振興施策の大綱」の取り扱いについて

6 その他

7 閉 会

子供の権利を尊重する 取組について

令和6年5月27日
子育て支援課

説明事項

(1) こども基本法

(2) (仮)こども座談会

(3) 要保護児童対策地域協議会

(1) こども基本法 (一部抜粋)

(基本理念)

第3条第3項 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。

(都道府県こども計画等)

第10条第2項 市町村は、こども大綱及び都道府県こども計画を勘案して、市町村こども計画を定めるよう努めるものとする。

(こども施策に対するこども等の意見の反映)

第11条 国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(2) (仮)こども座談会

(1) 目的・内容

こども政策の決定過程において、「こどもの意見表明の機会の確保」及び「こどもの意見の尊重」を
実践・推進するため、こどもの意見を直接聴くための
取組です。

(2) 開催場所 市内放課後児童クラブ

(3) 対 象 各クラブ在籍児童

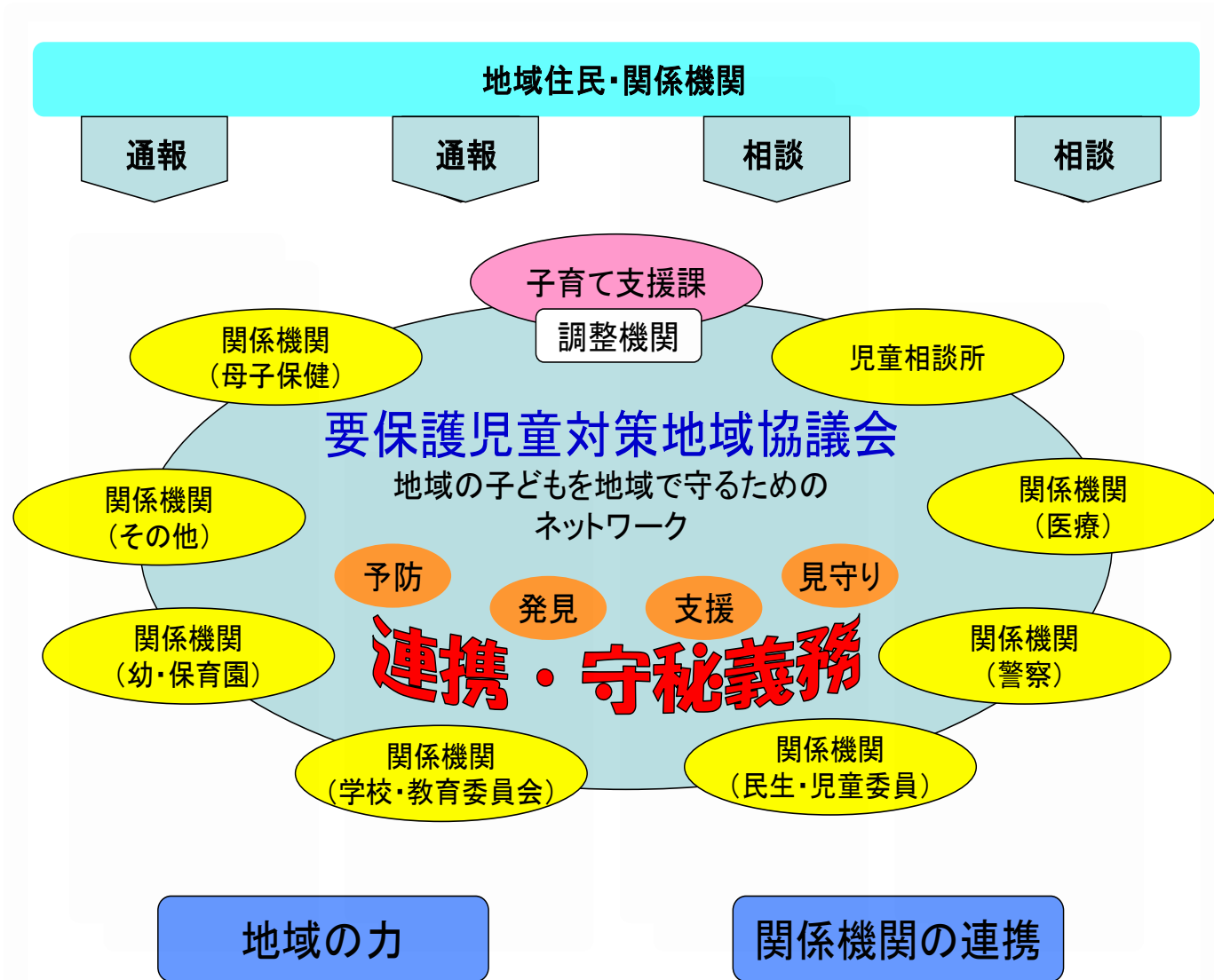
(3) 要保護児童対策地域協議会

児童福祉法(一部抜粋)

第25条の2第1項 地方公共団体は、単独で又は共同して、要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される要保護児童対策地域協議会を置くように努めなければならない。

第25条の2第2項 協議会は、要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦に関する情報その他要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、支援対象児童等に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。

(3) 要保護児童対策地域協議会



(3) 要保護児童対策地域協議会

伊勢崎市要保護児童対策地域協議会構成機関(計24機関)

(1) 児童福祉機関(12機関)

群馬県中央児童相談所、群馬県女性相談支援センター、伊勢崎市福祉こども部(社会福祉課、こども保育課、障害福祉課)、伊勢崎市市民部人権課、伊勢崎保健福祉事務所、伊勢崎市民生委員児童委員連絡協議会、伊勢崎市保育職員連合会、伊勢崎市立保育園会、伊勢崎市社会福祉協議会

(2) 保健医療機関(4機関)

伊勢崎市健康推進部健康づくり課、伊勢崎佐波医師会、伊勢崎歯科医師会、伊勢崎市民病院、

(3) 教育機関(5機関)

伊勢崎市教育委員会事務局教育部学校教育課、伊勢崎市幼稚園長会、伊勢崎市私立幼稚園協会、伊勢崎市立小学校長会、伊勢崎市立中学校長会

(4) 警察・司法機関(3機関)

伊勢崎警察署、前橋地方法務局伊勢崎支局、伊勢崎人権擁護委員協議会

(3) 要保護児童対策地域協議会

**代表者
会議**

- (1) 要保護児童システムの全体検討
- (2) 実務者会議からの報告と評価
- ア 構成機関 24
- イ 会議 年1回
- ウ 事務局子育て支援課

**実務者
会議**

- (1) 定期的な情報交換
- (2) 要保護児童の実態把握
- (3) 代表者会議への報告
- ア 構成機関 福祉・教育・保健機関等
- イ 会議 月1回

個別検討会議

- (1) 個別の要保護児童の把握と問題点の確認
- (2) 支援の経過報告及び評価、情報交換
- (3) 援助方針、役割分担、援助支援内容等の協議及び決定
- ア 構成員 当該ケースに関係のある機関
- イ 会議(R5:69回)個別ケース毎に適宜開催

まちなかのシンボルともなる公立図書館 の役割や在り方

令和6年5月27日
企画部事務管理課

説明事項

伊勢崎市中心市街地にぎわい創出拠点整備について

1. 当該土地の活用について検討することとなった経緯
2. 伊勢崎織物協同組合が所有する土地の概要
3. 当該土地の周辺について
4. 伊勢崎市中心市街地にぎわい創出拠点整備に係る検討委員会の設置
5. 伊勢崎市中心市街地にぎわい創出拠点整備に係る意見書
6. 基本構想策定に向けて

1 当該土地の活用について検討することとなった経緯

- 地方都市における共通の課題は中心市街地の空洞化であり、伊勢崎市もそれは例外ではありません。これまでも本町通りを中心に土地区画整理事業や商業近代化事業などに取り組むとともに鉄道連続立体交差事業の完了による踏切除去など、新しい時代に対応する中心市街地をつくるため各種事業に取り組んでまいりましたが、空洞化に歯止めがかからないという状況となっております。
- そのため、中心市街地に人の流れを生み出し、人が集うことで街のにぎわいを創出することを目指し、令和3年12月24日、市と伊勢崎織物協同組合は、当該協同組合が伊勢崎駅の南の曲輪町地内に所有する約7,900㎡の土地の活用方法について相互に連携し、共同で検討を進めるため、「伊勢崎市と伊勢崎織物協同組合との基本協定書」を締結しました。



伊勢崎織物協同組合（織物会館）

2 伊勢崎織物協同組合が所有する土地の概要

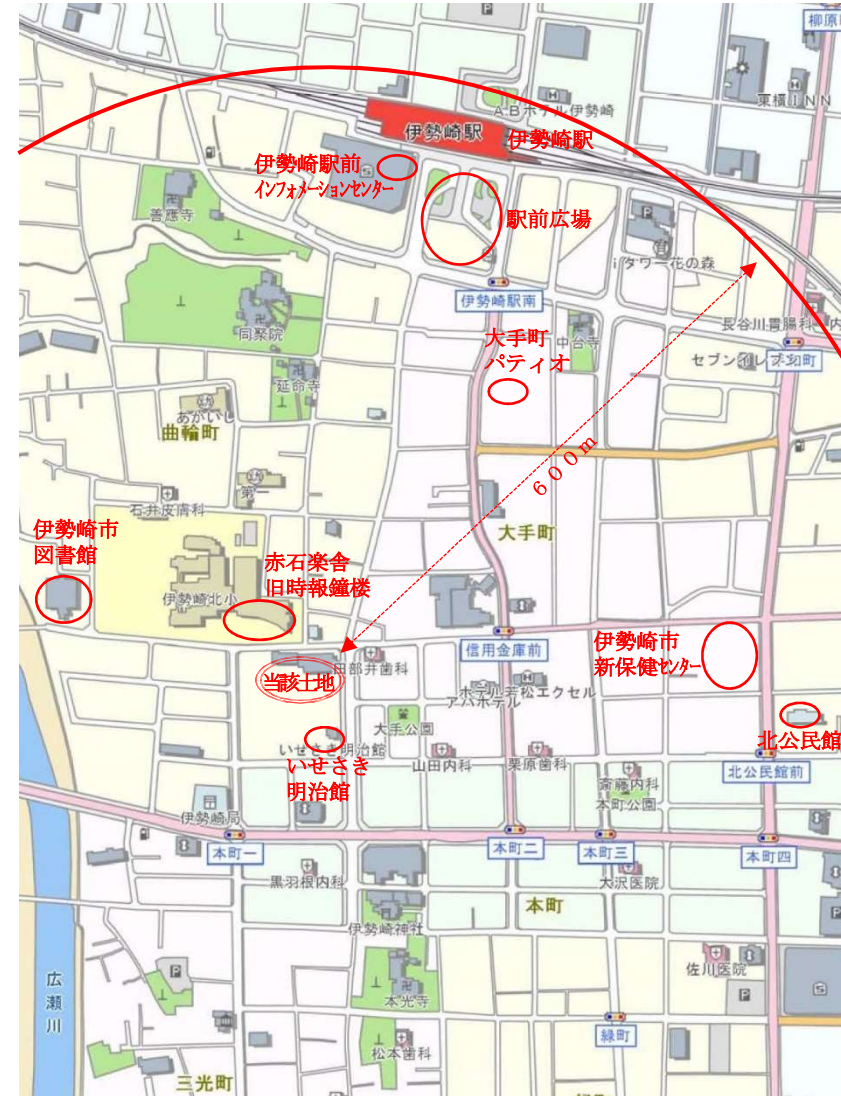
- 伊勢崎駅南口から550メートル程の距離にある当該土地は、令和9年度完成を目途に整備が進んでいるシンボルロード（伊勢崎駅南口線）により駅南口と直結される場所であるとともに、中心市街地に残る数少ないまとまった広さの土地となっています。
- 敷地内には伊勢崎織物協同組合が所有する3階建ての伊勢崎織物会館があり、会館内では伊勢崎織物協同組合の事務所とともに伊勢崎銘仙の反物や銘仙を使った様々な製品、関連資料や道具が展示され、伊勢崎銘仙に関する歴史を知ることができます。
- また、当該土地は、約300台駐車可能なスペースを有しているとともに、敷地の北西には明治44年に建立され、伊勢崎市指定史跡であり、ぐんま絹遺産にも登録されている「下城弥一郎・森村熊蔵の碑」があります。



下城弥一郎・森村熊蔵の碑

3 当該土地の周辺について

- 伊勢崎織物協同組合を中心に半径600メートルの範囲内にはJR両毛線と東武鉄道伊勢崎線の駅である**伊勢崎駅**があるなど、公共交通結節拠点としての機能を有する地域です。
- また、当該土地の周辺には**伊勢崎市図書館**、**地域交流センター赤石楽舎**、**北公民館**、**伊勢崎駅前インフォメーションセンター**の公共施設のほか、大正5年に竣工された県内最古の鉄筋コンクリート構造建造物である**旧時報鐘楼**、現存する県内最古の2階建て洋風医院建築物である**いせさき明治館**など、市を代表する歴史的・文化的資源が分布し、文教地域としての側面を持つとともに、さらに公共交通結節拠点としての役割の中で人が集う**駅前広場**や多目的な広場機能を持った公園である**大手町パティオ**があるなど、伊勢崎市の中心市街地として交流の拠点地域としての役割も有しています。



4 伊勢崎市中心市街地にぎわい創出拠点整備に係る検討委員会の設置

- 「伊勢崎市と伊勢崎織物協同組合との基本協定」に基づき、伊勢崎織物協同組合が所有する土地を活用した中心市街地にぎわい創出拠点整備に係る基本構想案を作成するに当たり、伊勢崎織物協同組合が所有する土地の活用方法について意見を求めることを目的として、**伊勢崎市中心市街地にぎわい創出拠点整備に係る検討委員会**を令和4年7月に設置しました。

- 所掌事務

伊勢崎織物協同組合が所有する土地の活用方法について検討し、その意見を市長に報告することとする。

- 委員構成

委員7人以内で学識経験を有する者、産業経済関係団体を代表する者、
まちづくり関係団体を代表する者により組織

- 委員会の開催

第1回（R4.7.7）、第2回（R4.7.22）、第3回（R4.8.10）、第4回（R4.8.25）

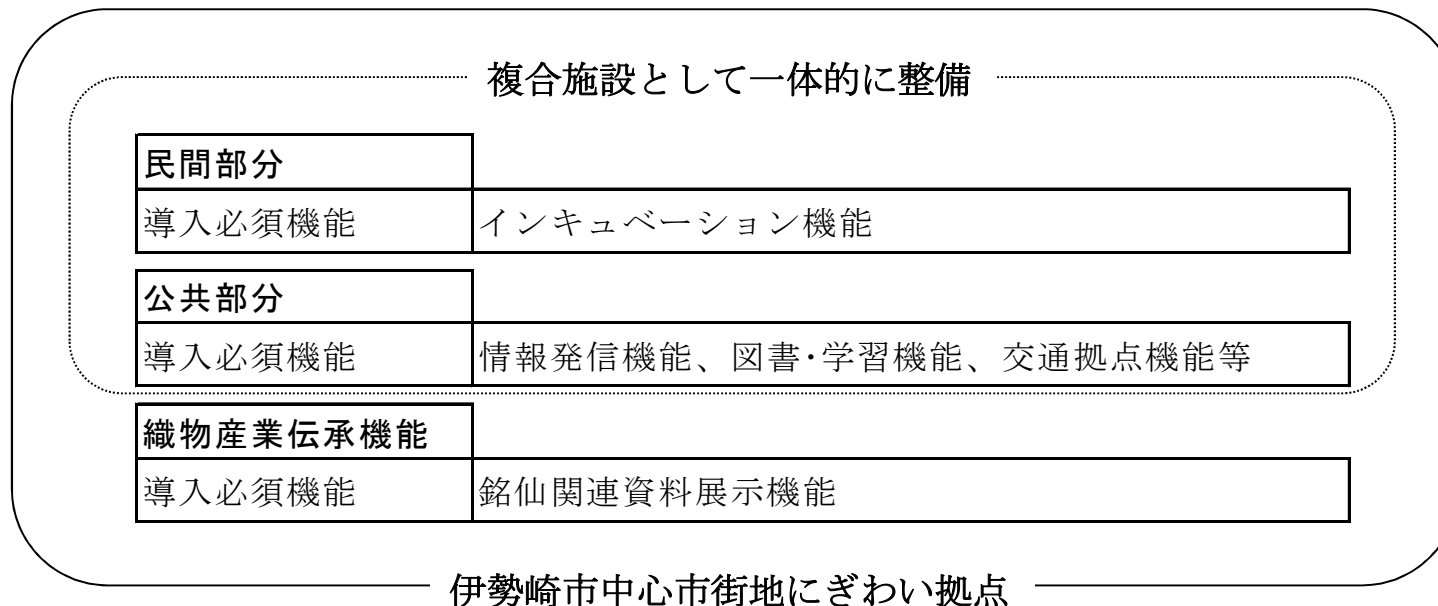
サウンディングの実施（R4.12.7～12.9）

第5回（R4.12.27）、第6回（R5.2.2）、第7回（R5.3.16）

5 伊勢崎市中心市街地にぎわい創出拠点整備に係る意見書

- 検討委員会より令和5年3月に「伊勢崎市中心市街地にぎわい創出拠点整備に係る意見書」が提出され、意見書では、独立採算を前提とする民間施設部分と、導入機能を特定した公共施設部分等を一体的に整備する方向性が示され、主に民間施設部分ではインキュベーション機能の整備、公共施設部分では図書、学習機能や情報発信機能の整備、そして、土地所有者である伊勢崎織物協同組合が保管する資料等を展示する織物産業伝承機能の整備を盛り込んだ内容でありました。

基本理念：中心市街地にあらゆる世代の人々が集い、憩い、交流できる「にぎわい拠点」を創出



6 基本構想策定に向けて

- 伊勢崎市図書館 昭和51年完成（竣工から48年経過）

空調やトイレ等、設備面について部分的な劣化

閲覧スペースや書庫等についてスペース不足

新たな図書館の
建設が必要

にぎわい創出拠点における「公共施設部分」について
伊勢崎市図書館の移転を含め具体的な導入機能の検討

伊勢崎市中心市街地にぎわい創出拠点整備に係る基本構想等策定

- 伊勢崎市中心市街地にぎわい創出拠点整備に係る基本構想等策定支援業務

- 業務の目的

基本構想（案）等を作成するとともに、PFI導入可能性調査等を行う

- 業務内容

- (1)基本構想案の作成

前提条件の整理、先進事例調査、関係者意見の整理、図書館利用者等の意見整理

- (2)導入可能性調査

施設整備計画、事業方法等の検討、市場調査、事業の評価

- (3)要求水準書の作成

整備事業の設計、建設、運営及び維持管理の各段階において、民間事業者が満たすべき基本的要件やサービス水準等を整理し、民間事業者の創意工夫、ノウハウ等を最大限に発揮できる要求水準書（案）を作成

まちなかのシンボルともなる公立図書館 の役割や在り方

令和6年5月27日
教育部図書館課

説明事項

公立図書館の役割や在り方について

1. 図書館の現状
2. 図書館の課題
3. 図書館の役割や在り方

1 図書館の現状

- 伊勢崎市内には伊勢崎市・赤堀・あずま・境の4図書館と、市民プラザ図書室(伊勢崎図書館のサービスポイント)がある。
- 図書館・図書室は、ネットワークでつながっており、市民はどの図書館でも借りたり、返却したりすることができ、予約して取り寄せることもできる。
- 伊勢崎市図書館は中央館としての役割を果たしており、蔵書・貸出数とも最も多く、学校連携や障害者サービスにも取り組んでいる。
- 伊勢崎市図書館は、1921(大正10)年に設立認可を受け、2021(令和3)年に開館100周年を迎えた。



伊勢崎市図書館（正面玄関）



100周年記念ロゴ&キャッチコピー

伊勢崎市図書館の3つの役割

～読書の街いせさき～



2 図書館の課題

■ 設備面の劣化

竣工から48年が経過し、空調やトイレなどの設備面で部分的に劣化がすすんでおり、毎年計画的に修繕等を行いながら、利用に供している。

■ 新しい図書館ツール導入の遅れ

ICシステム導入がされていないため、業務の効率化によるレファレンス業務充実化などが図れていない。

■ スペースの不足

利用者が直接手に取って本を選ぶことのできる閲覧スペースや、保存のための書庫といった、図書館の中核的なサービスのためのスペースが不足している。

交流型の事業を行ったり、滞在型のサービスを提供したりするためのスペースも少なく、実施が困難な状況となっている。

■ 図書館協議会からの要望書(令和4年7月)

伊勢崎市図書館について今後の100年を展望し、市民の生涯の学びを支え、学びの成果を体现できる生涯学習施設として、新しい図書館を建設する必要がある。

■ 利用者アンケート(令和5年11月)

- ・駐車場、駐輪場やトイレなどの設備面についての評価が低い。
- ・蔵書を増加、ゆったりとした読書空間や子どもが利用するスペースの拡充などを求める。
- ・新しい図書館の建設を望む。

■ 各種団体への意見聴取(令和6年1月～3月)

- ・静かなスペースと話をしているスペースがあると良い。
- ・カフェや無料Wi-Fi、充電できるスポットがほしい。
- ・観光情報や地域の情報発信できる場所になってほしい。

3 図書館の役割と在り方

■ サービスの多様化

文化や言語、障害、年齢などの違いを超えた利用者への情報提供や資料の整備、データベースの拡充、レファレンスサービスの高度化、文化・芸術活動を向上させる事業の展開などさまざまなサービスの提供に努めていかなければならない。



■ 施設・設備の充実化

施設の充実や機能強化を行いながら、文化・教育活動の拠り所として最新の設備、システム等を導入する。また、サービスに必要なスペースを確保することが、必要不可欠である。



■ 新しい図書館づくり

これまでの図書館の伝統を尊重しながら、テクノロジーを利用した多くの活動を行う。伊勢崎ならではの、活力あふれる図書館を目指していく。

「まちなかのシンボルともなる 公立図書館の役割や在り方」

図書館とは、

『モノ』(これまでの蓄積)がある場所で

『情報』(必要な、または最新の)を提供する場である。

『誰でも』(すべての市民が)気軽に立ち寄ることができ、

『モノ』『情報』を通して、

何かと予期せぬ出会いを楽しむ中で

『コト』が起こる場所である。